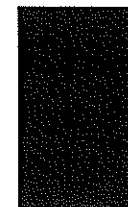


令和 7 年度城南中学校 P T A 規約改正案

令和 7 年度 P T A 本部

規約第 6 条改正案 本部役員構成



現行規約

- ▶ 会長 1 名
 - ▶ 副会長 2 名
 - ▶ 書記 3 名(保護者 2 名・教職員 1 名)
 - ▶ 会計 3 名(保護者 2 名・教職員 1 名)
 - ▶ 議長 1 (2) 名
-
- ▶ 保護者 8 名 教職員 2 名

改正案

- ▶ 会長 1 名
 - ▶ 副会長 1 名
 - ▶ 書記 3 名(保護者 2 名・教職員 1 名)
 - ▶ 会計 3 名(保護者 2 名・教職員 1 名)
 - ▶ 議長 1 名
-
- ▶ 保護者 7 名 教職員 2 名

規約第11条

学級委員・専門部員・企画委員の廃止

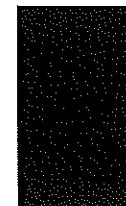
現規約

- ▶ 本会の運営を円滑にするため、次の各種委員および会計監査委員を置き、任務を次のとおりとする。ただし選出方法は別にこれを定める。
- ▶ (1)～(5)規約【総会資料P21】

新規約【新体制】

- ▶ P T A 会員全員は学校・生徒会からの参画・協力要請に応じる事が出来る。
- ▶ 要請を行うには、事前に本部役員にて承認の上、P T A 会長連名にて通知する。
- ▶ 募集人数や事業期間はここで限定されるものではない。
- ▶ 事業の企画や、参画要請はP T A 会員全員が権利を有する。

P T A 役員の選挙規定並びに選出方法



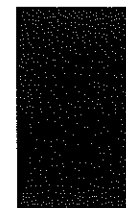
現規約

- ▶ 1. 役員候補の選挙管理委員(8名)は、企画委員より選出する。
- ▶ 4(5). 役員は、本校で過去に選出された者は、原則選出されない。但し、本人の立候補や承諾が得られた場合は、この限りではない。

新規約

- ▶ 1. 役員候補の選挙管理委員(7名)は本部役員が兼ねる。
- ▶ 4(5). 役員は、本校で過去3年以内に就任した者は、原則選出されない。但し、本人の立候補や承諾が得られた場合は、この限りではない。
- ▶ 7. 学級委員廃止の為、削除。
- ▶ 8. 企画委員廃止の為、削除。

【新設】 交通費支給規定



▶ P T A活動に要する交通費の支給基準を定めるものである。

1. 自家用車の場合

自宅から目的地までの最短距離(※1)×レギュラーガソリン単価(※2)

※1. 時間短縮に要する有料道路を優先する。(有料道路通行料金別途支給)

※2. 環境エネルギー庁発表の京都府価格を適用し1リットル×10km燃費

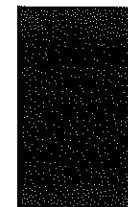
2. 電車・バス等の公共交通機関の場合

自宅から最寄りの駅・発着所から目的地最寄りの発着所までの最短・最安運賃

※時間短縮による特急列車などの利用はこの限りではない。



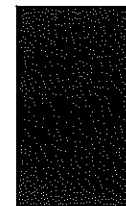
舞鶴市 P T A 意見交流委員会の設置 【規約外検討委員会】



- ▶ 上部組織への参画に対する有効性を検証、審議する会議体を新設
- ▶ 城南ブロックの地域協力体制の構築【小小連携・P T A 代替組織の検討】
- ▶ 設置期間は2年とする。期間以降は必要に応じ継続を検討。
- ▶ 意見・提案を本部役員会に提出。決議の上、舞鶴 P T A 連絡協議会へ提案。
- ▶ 以下、構成員【全て任意参画。本部役員承認の上 P T A 総会にて決議】
 - (1) 現 P T A 本部役員会長
 - (2) 在校生徒の保護者で歴任の P T A 本部役員会長
 - (3) 舞鶴 P T A 連絡協議会役員(在任・在校生徒の保護者で歴任)
 - (4) 京都府 P T A 協議会役員(在任・在校生徒の保護者で歴任)



舞鶴市 P T A 意見交流委員会の設置について①



- ▶ 日本 P T A 全国協議会で 2 0 2 4 年 7 月に元幹部が背任容疑で逮捕、起訴。
- ▶ 同年 1 0 月に杜撰な組織運営が行われているとして内閣府公益認定等委員会から経緯や改善策についての報告を要求される。
- ▶ 日 P は報告を行うも、同委員会より運営状況の是正勧告を受ける。
- ▶ 上記内容は日 P が 2 0 2 3 年 6 月に運営費役 5 , 0 0 0 万円の赤字決算となった事に端を発する。
- ▶ 内 3 , 0 0 0 万円は宿泊費や会議費、広報誌製本等。
- ▶ 内 2 , 0 0 0 万円は日 P 会館の修繕費としている。
- ▶ 背任容疑はこの修繕費 2 , 0 0 0 万円を水増し請求の上、キックバックを受けたとするもの。
- ▶ 令和 7 年 5 月現在、背任罪に問われている元日 P 参与である容疑者は容疑を否認、故意の不正行為とする容疑を否認している。

舞鶴市 P T A 意見交流委員会について②



- ▶ ①で述べた通り、不明瞭かつ不適切な会計処理が行われていた。
- ▶ 日 P が是正勧告を受けた後に開催された京都府 P T A 研究大会【相楽大会】では約 ¥ 3, 4 0 0, 0 0 0 ーもの費用が投入された。【内容は別途】
- ▶ 京都府下各単 P への説明も無く不透明であり、HPに決算内容等も公開されていない。
- ▶ 容疑の認否は別として、赤字 5, 0 0 0 万円の内 3, 0 0 0 万円について、予算が無いにも関わらず会議費や出張費を拠出し続けた。
- ▶ 研究大会や府 P の講習、講演は水平展開や実務の落とし込みに向かない。
- ▶ 保護者・教職員が今現在より子供達と向き合う時間・機会を創出する為、【形骸化したトップダウンの活動】から【学校・保護者・地域による自発的サポート】への移行を実現する事が必要と捉えています。学校を考える本部署役員とは別に、舞鶴 P T A 全体と意見を共有し、必要な予算・活動・方向性を洗い出す会議体を設置します。